

## 「マイナ保険証」および「受給者証」について

- ✓ 初診の際は、マイナ保険証および受給者証等の原本を必ずお持ち下さい。
- ✓ コピー等では「保険診療」をお受け頂くことができず、全額自費（10割負担）での診療となります。
- ✓ 再診の方も、月初めはマイナ保険証および受給者証等の原本の提示をお願いします。
- ✓ 月の途中で保険証や住所等の変更があった場合は、マイナ保険証および受給者証等をお持ちいただき、窓口にお申し出ください。

\* 保険証や受給者証等のコピーは無効です。